

# 百万人署名運動への賛同をお願いします

## 1997年から始まった百万人署名運動

百万人署名運動の出発点となったのは、1997年9月23日の日米新ガイドライン（日米防衛協力の指針）の締結です。これに抗議して西川重則さん（平和遺族会全国連絡会代表）ら38名が「日米新安保ガイドラインと有事立法に反対する百万人署名運動」を呼びかけました。

## 戦争・基地・改憲に反対し続けて…

百万人署名運動は周辺事態法反対で85万人分の署名を集め（1999年）、有事法制反対署名57万人（2003年）、イラク派兵反対署名15万人、教育基本法改悪反対署名13万人（2006年）、憲法9条を変える署名33万人（2010年）、戦争法・改憲・新基地反対署名11万人（2015年）など、戦争のための法案に反対して闘い続けてきました。また、沖縄・辺野古新基地建設に反対する取り組みを進めてきました。

## 誰もができる署名運動だからこそ！

署名運動は、誰もができる活動です。百万人署名運動は各地で連絡会をつくり、仲間を募って一緒に活動しています。労働者市民こそ社会の主人公、社会を変える力は私たちの中にあります。

百万人署名運動は、労働運動や学生運動の発展を心から願い、ともに闘います。そして、労働者市民の国境を越えた連帯が戦争を阻むと考え、国際連帯の取り組みも進めます。

## ぜひ一緒に活動しましょう！

百万人署名運動は賛同会費とカンパによって運営されています。個人でも団体でも参加できます。賛同会費は1口3000円／年、個人1口以上、団体2口以上でお願いしています。賛同者には毎月『百万人署名運動全国通信』と『地域連絡会ニュース』などをお送りします。あなたもぜひ賛同会員になってください。共に改憲と戦争を止めましょう。

〈賛同申し込み〉郵便振替で賛同金を振り込んでください。  
振込用紙の通信欄に「賛同金」と記入してください。

口座番号 00150-1-410561 加入者名 百万人署名運動



西川重則さん  
(とめよう戦争への道)  
百万人署名運動・事務局長

日本は「自衛」を大義名分としてアジア侵略戦争を行いました。日本国憲法の前文は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように、国民の責任と努力を明記しています。つまり、私たちの闘いで安倍内閣を倒すということです。私は、憲法に習熟し、改憲と戦争に絶対反対の大運動に結集し、世界の労働者と共なる闘いをします。（2018年3月25日の集会発言より）



# 「白衛隊」「緊急事態」明記の自民改憲案を斬る！

「秋の臨時国会に自民党の改憲案を提出する」（安倍首相、8月12日）、「来年夏の参議院選挙までに改憲国民投票を実施することを提案する」（自民党麻生派、8月27日）。安倍政権は今、改憲に突進しようとしています。

戦争の歴史を絶対にくり返さない。だから私たちは、安倍が主張する改憲案（憲法9条に「自衛隊」を明記し「緊急事態」を新設する）に断固として反対します。

どんな改憲案なのか、その目的は何か、改憲されたらどんな影響があるのか、一緒に考え、反対の声をただちに、強くあげていきましょう。

子どもたちの未来を  
戦争で奪うな！ 改憲案の国会提出を  
ゼッタイ許さない！  
職場や地域から  
反撃しよう！  
「自衛隊・緊急事態」  
明記に反対する  
署名を広げよう！



署名用紙は百万人署名運動のブログからダウンロードできます。

とめよう戦争への道！百万人署名運動 <http://millions.blog.jp/>  
(全国事務局)〒101-0061千代田区神田三崎町2-20-7-303 電話&FAX.03(5211)5415

## 自衛隊

# 「9条の2」が加わると、どう変わる？

【日本国憲法】

### 第9条 戦争の放棄

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、**国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

【自民党の9条改憲案（2018年3月26日）】

### 第9条の2

- ① **前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、國及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。**
- ② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

## ▶「戦争放棄」を殺す？

「前条の規定は、…を妨げず」との文言で、憲法9条に規定されている「戦争放棄・戦力の不保持・交戦権の否認」が無効になってしまいます！

## ▶武力行使に際限なし

「必要な自衛の措置」に限定がないことから、「集団的自衛権」

を含む自衛隊の武力行使が際限なく拡大します。

## ▶海外派兵も自由？

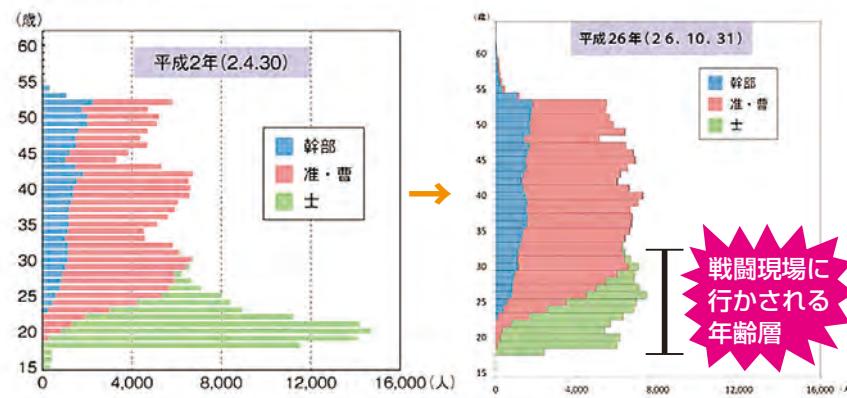
「国民の安全を保つため」として、「在外邦人の保護・救出」を名目とした自衛隊の海外派兵が正当化されます。

【戦争は「自衛」を名目として行われてきました。この歴史をくりかえしては絶対にダメです！】



# 憲法に「自衛隊」が加わると、政府に兵力確保の義務が生じる！

図表 III-4-1-5 自衛官の階級・年齢構成



- 憲法に自衛隊が明記されれば、国、政府に兵力確保などの義務が生じます。つまり、自衛官募集や防衛費の増加などが一気に強まるのです。
- 自衛隊は今、戦闘現場に行かれる若手の隊員が激減しています（左図参照）。**この不足を補い、青年を大量組織しようと改憲を狙っているのです。**自衛隊明記は**徴兵制**につながります。
- 今年6月、自民党の国防部会は、防衛費のGDP2%化（現状の2倍化！）を提唱しました。そうなれば、**福祉切り捨てや大増税**になることは明らかです。**軍事中心の社会**に変えられてしまいます。

# 「災害」という言葉にダマされるな！

## 緊急事態

【自民党の「緊急事態」条項案（2018年3月26日）】

### 第73条の2

- ① **大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待つことまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができます。**
- ② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

【明治憲法】緊急勅令

第8条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議会閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ発ス

「天皇」を「内閣総理大臣」に、「帝国議会」を「国会」に、「勅令」を「政令」に読み替えてください。なんと！自民党案とほぼ同じですね。



## ▶「自然」を消したトリック

「大地震その他の異常かつ大規模な災害」と聞くと、大規模な自然災害を思い浮かべる人がほとんどだと思いますが、じつは「自然」という言葉を意図的に消したトリックです。有事法である国民保護法には「武力攻撃災害」という概念が既定されており、法律上「災害」は「自然災害」だけを意味しません。2012年の自民党新憲法草案では「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他」と書いています。だまされてはいけません。

## ▶憲法停止の独裁体制をゆるすな！

●「緊急事態」条項新設案は、内閣だけで法律と同等の効力を持つ「政令」を制定できるようにするもので、**明治憲法の緊急勅令と同じ内容**です。

●目的はズバリ言って、憲法を停止し、**戦争や政府に反対する言論、集会やデモ、ストライキを禁止**することです。「ナチスの手口を学んだらどうかね」（麻生副総理、2013年）が本音です。

